Tatsuto Hojo Tax Accountant Office
北條達人税務総合事務所

事務所NEWS

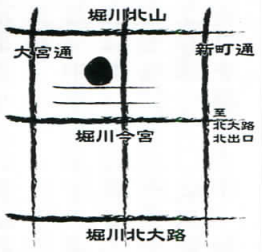

発行人
税理士
北條達人
〒603-8203
京都市北区紫竹東高縄町39番地3
TEL（075）493−2355
FAX（075）492−8560
E-mail tatsuto@hojo-tax.com

11月（霜月）NOVEMBER

3日・文化の日
23日・勤労感謝の日

日		11	25
月		12	26
火		13	27
水		14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	
日	4	18	
月	5	19	
火	6	20	
水	7	21	
木	8	22	
金	9	23	
土	10	24	

11月の税務と労務

国　税／10月分源泉所得税の納付　11月12日
国　税／所得税予定納税額の減額承認申請　11月15日
国　税／所得税予定納税額第2期分の納付　11月30日
国　税／9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）11月30日
国　税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）11月30日
国　税／3月決算法人の中間申告　11月30日
国　税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合）11月30日
地方税／個人事業税第2期分の納付　都道府県の条例で定める日

※税を考える週間　11月11日〜11月17日

ワンポイント　消費税の転嫁カルテル

消費税率引上げに際して、価格への消費税額上乗せや、端数処理の方法を決定する等、共通の利益を求める特定事業者団体の共同行為のこと。カルテルを結ぶことは独占禁止法違反になりますが、中小卸売業者や下請業者が、適正に消費税を転嫁し納入できるよう、特例措置が検討されています。

事業承継・相続対策は
企業の総合問題
～現状把握と早めの対策を～

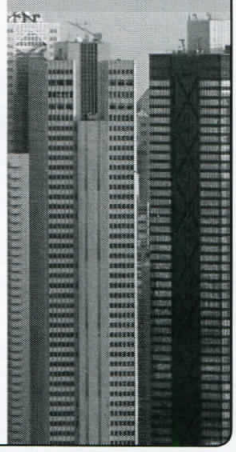

高度成長期に相次いで創業した中小企業は軒並み世代交代期を迎えています。ところが、日々の仕事が優先されるため、事業承継は先送りにされがちです。後継者も親が健全な間には話題にしにくいという問題があるため、現在の経営者が自覚を持って率先して取り組まなければ一歩も進まないのが実状です。

また、相続税については、基礎控除額の縮減や相続人一人当たりの基礎控除額引き下げ、最高税率の引き上げなど、増税が検討されています。中小企業経営者も、事業の今後の継続性や後継者の有無によって、相続税対策も大きく変わってきます。自社株評価が高く、後継者への株式移転が済んでいなければ、しっかりとした相続対策が必要です。

現在の事業承継を取り巻く状況を統計数値から見てみますと、経営者の平均年齢は五八歳、経営者の引退予想平均年齢は六七歳となっており、九年間で事業承継を完了させる必要があります。

しかし、中小企業庁の調査では、現在における後継者不足の企業は五七％に及ぶそうです。男性の生存率は六〇歳以降急降下のカーブを描きます。後継者が不在であり、財産調査もされておらず、事業の継続が困難であれば、遺族は無論、長年会社と苦楽を共にしてきた多くの社員も路頭に迷うことになりかねません。

事業承継を先延ばしにしておくと、経営者が急に病気になったり死亡した場合に経営に混乱が生じたり、雇用に影響が出る可能性が高まります。早急に対策を打つに越したことはありません。

事業承継と言っても、①親族承継型②従業員承継型③外部への会社の売却型④会社の整理・廃業型の四つのパターンしかありません。それぞれの事業承継の方法と問題点を検討してみましょう。

1 親族・子供等への承継型

《メリット》

① 一般的に、内外の関係者から心情的に受け入れられやすい。

② 後継者を早期に決定し、後継者教育等のための長期の準備期間を確保しやすい。

③ 相続や贈与により会社株式を後継者に移転できるため、所有と経営の分離を回避できる可能性が高い。

④ 担保設定や借入金残高も引き継ぎやすい。

《デメリット》

① 親族内に、経営の資質と意欲を併せ持つ後継者候補がいるとは限らない。

② 相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が難しい（後継者以外の相続人への配慮が必要）。

《対策》

業歴が長い優良企業の自社株の評価は高く、親子間の売買・贈与・相続には多額の譲渡所得税・贈与税・相続税が課税される可能性が高くなりますが、これらの税金を支払う現金がないことも多いため、正確な自社株評価をして相続に備え、納税資金を生命保険等で準備する対策が一般的です。

また、退職金規定を整備し、社長の退職金で相続税の納税資金や会社に関与しない子供たちへの代償資金を支払えるよう、

死亡保険の加入も検討します。

② 従業員承継型

親族・子供等への承継を諦め、従業員を後継者に抜擢します。社内の後継者候補としては、共同創業者、専務等番頭格の役員、優秀な若手経営陣、工場長等の社員等が考えられます。また、取引先企業や金融機関から人を招く場合もあります。ただし、社内に基盤のない者が後継者になることは、社員等の反発が予想されますので慎重に選定する必要があります。

一方、従業員が後継者に抜擢された場合には、他の従業員にも、親族以外でも社長になれるとの良い雰囲気が生まれ、社員のモチベーションがあがる可能性が大きくなります。

《メリット》

① 親族内だけでなく、会社の内外から広く候補者を求めることができる。

② 特に社内で長期間勤務している従業員に承継する場合は、経営の一体性及び関係者の理解も得やすい。

《デメリット》

① 後継者候補に株式取得等の資金力が無い場合が多い。

社員を後継者にするとなると、現経営者から株を購入しなければなりません。内部留保が多く含み益が多い会社であれば、株価も高く、購入も容易ではありません。無料で譲ることもできますが、その場合、株価×株数の金額を前経営者から承継者に贈与することになり、多額の贈与税が発生してしまいます。承継者が新しい会社を設立することも考えられますが、業種によっては新たに工場や店舗、倉庫を持たなければなりませんし、得意先がついてくるとは限りません。

したがって、そのようなリスクを冒すよりも、取引関係が継続することを前提に会社の設備や不動産を創業家から賃借すれば、多額の資金を必要とせず、前経営者も生活の糧が手に入ります。

② 個人保証、担保設定の引継ぎ等に問題が多い。

事業承継に先立ってできるだけ債務の圧縮を図り、後継者の債務保証を軽減できるように金融機関と交渉し、個人保証・担保が完全に処理できない場合は、負担に見合った報酬を後継者に確保しておくことが必要です。

③ 親族内承継の場合以上に、後継者候補が経営への強い意志を有していることが重要となるが、適任者がいない恐れがある。

③ 外部への会社の売却型

親族・子供等への承継はできない、従業員に承継させるにも実直な番頭はいるが経営者には不向きなどの場合には、営業譲渡や会社分割などのM&Aへの取り込みも考えられます。

経営が安定しているうちに同業者などに相談し、会社の株を全部買い上げてもらったり、従業員も含めて営業譲渡したりと他社に事業を承継します。この場合、他社の支配下となりますが、社長はしばらく継続することも可能で、人事交流や技術交流を進めたうえで、社長は退職金を得て退職するパターンも考えられます。

《メリット》

① 身近に後継者の適任者がいない場合でも、広く候補者を外部に求めることができる。

② 現経営者が会社売却の利益を獲得できる。

《デメリット》

① 希望の条件（社員の継続雇用、価格等）を満たす買い手を見つけるのが困難である。

② 経営の一体性を保つのが困難である。

④ 会社の整理・廃業型

後継者がなく、事業の将来性も見込めない場合、会社の解散・清算を決意することもひとつの選択です。

また最近は、会社の整理・廃業型と従業員承継型を組み合わせ、先代の会社はいったん閉じ、従業員が新たに会社を設立して事業や店舗を引き継ぐパターンも増加しています。

オリンピックの経済効果

ロンドン五輪での日本選手の活躍は記憶に新しいところです。

ロイズ銀行グループの試算によれば、ロンドン五輪の招致決定から終了5年後まで（2005年～2017年）の経済効果は165億ポンド（約2兆680億円）とされています。過去の大会では、開催国でインフラ整備など建設ブームが起こり、テレビをはじめとする関連消費財の需要も盛り上がる傾向がありました。

しかし、閉幕後、ブームの反動からの過剰在庫やインフラ整備の結果としての財政悪化など、むしろ経済への悪影響が顕著になっているとの分析があります。記憶に新しいところでは、04年のアテネ大会後のギリシャ危機、08年北京大会後の中国経済失速と続いています。

日本を見ると、五輪に限らず、「日本がスポーツで活躍すると不思議と国内経済に悪いニュースが起こる」との有り難くない傾向も。古くは72年にスキージャンプの「日の丸飛行隊」が金メダルを独占した後のオイルショック。92年の水泳で岩崎恭子選手の金メダル獲得後にはバブル崩壊で株価が下落。97年にサッカーワールドカップ本大会出場を決めた「ジョホールバルの歓喜」の翌日、北海道拓殖銀行の破綻。2000年に高橋尚子選手がマラソンで金メダルを取るとITバブル崩壊といった具合です。

いずれにせよ、経済効果を含めた多くの「オリンピック効果」と通称される効果については、本来はあくまで「副産物」に過ぎません。大切なことは「世界中から選手や観客が集う競技大会」としてのオリンピック本来の目的をしっかり考えた上での招致や大会運営が行われることです。

2020年の夏季オリンピックの開催地は、東京、イスタンブール、マドリードの中から2013年9月に決定されます。果たして東京の運命や如何に…。

がん探知犬

犬の嗅覚を利用して、がん患者特有のにおいをかぎ分ける、がん探知犬が注目されています。この犬は、千葉県にある「セントシュガーがん探知犬育成センター」で飼育されています。

九州大学の研究グループでは、大腸がん患者の呼気などを採取して実験をしたところ、九割以上の確率でがん患者のものをかぎ分けることができました。

さらにこの犬は、子宮頸がんや卵巣がんなど五種類の婦人科がん患者のにおいもかぎ分けられることが、日本医科大学の研究により確認されました。

今後は、この犬がかぎ分けている、がんに共通するにおいの物質の発見が待たれます。この物質が発見されると、呼気だけでがんの有無が判定できるセンサーの開発につながり、がんの早期発見がより進むことが期待できます。

国外財産調書の提出制度の創設

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を有する者がその保有する国外財産について申告する仕組み（国外財産調書制度）が創設されました。

その年の12月31日時点で、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（国外財産調書）を、翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合や正当な理由がなく期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。なお、情状によりその刑を免除することができることとされています。

最初の国外財産調書は、平成25年12月31日時点の国外財産の保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出することとなります。